

第3章 到達目標

障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労移行といった課題に対応するため、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制を確保することが必要です。

このことから、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）で示された目標事項を基本としつつ、本市の障害福祉計画（第5期）及び障害児福祉計画（第1期）中の実績や本市の施策の動向を踏まえ、到達目標を設定します。

到達目標一覧

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
(1)施設入所者の地域生活への移行者数
(2)施設入所者数
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【拡充】
3 福祉施設の利用者における一般就労*への移行等
(1)福祉施設の利用者における一般就労への移行者数 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の合計)
(2)福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(就労移行支援)【新設】
(3)福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(就労継続支援 A 型)【新設】
(4)福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(就労継続支援 B 型)【新設】
(5)就労定着支援事業の利用者数【新設】
(6)就労定着支援における就労定着率【新設】
4 障害児支援の提供体制の整備等
(1)児童発達支援センターの支援の質の向上
(2)保育所等訪問支援の利用体制
(3)重症心身障害児*に対する支援
(4)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置【拡充】
5 相談支援体制の充実・強化等【新設】
6 障害福祉サービス等の質の向上【新設】
(1)障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
(2)実地指導等・集団指導

※障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)では、①「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」、②「就労移行支援事業の利用者数」、③「就労移行支援事業所ごとの就労移行率」及び④「就労定着支援事業による職場定着率」も目標とされていましたが、今回の国の基本指針では削除されています。なお、①については協議の場の設置により目標達成済みであり、②～④については令和2年度末時点における目標を設定していますが、いずれも達成する見込となっています。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活への移行者数

令和5年度末までに、令和元年度末時点の全施設入所者数の545人のうち、前計画の目標人数(17人・3%)の地域生活への移行を目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	3	5	7	5	6	6

- ▶ 国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとしておりますが、重い障害等のため地域生活への移行が困難な方がいる現状から、本市独自の目標として、引き続き前計画の目標人数を維持することとします。

(2) 施設入所者数

令和5年度末時点の施設入所者数について、令和2年度目標人数(537人)を維持する。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	537	545	538	537	537	537

- ▶ 国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減することとなっておりますが、現在でも各施設に入所待機者がおり、指針の達成が困難なため、本市独自の目標として令和2年度目標人数を維持することとします。

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【拡充】

令和5年度末までに、地域生活支援拠点を確保する。また、その機能の充実のため、運用状況の検証・検討を年1回以上行う。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
設置				設置	設置	設置
検証・検討の回数				1	1	1

▶ 国の基本指針の通り。

※平成30年度から令和2年度は実績には計上していませんが、モデル事業として実施しています。

3 福祉施設の利用者における一般就労への移行等

(1) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数

(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の合計)

令和5年度末時点において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績である280人の1.27倍以上（361人）とすることを旨とする。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	276	280	269	319	341	361

▶ 国の基本指針の通り。

※本目標のうち、就労移行支援と就労継続支援A型・B型の内数は3(2)～(4)となります。

(2) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労移行支援）【新設】

令和5年度末時点において、一般就労への移行者数を令和元年度実績である249人の1.30倍（324人）以上とすることを旨とする。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	226	249	247	287	306	324

▶ 国の基本指針の通り。

(3) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援 A 型）【新設】

令和5年度末時点において、一般就労への移行者数を令和元年度実績である7人の概ね1.26倍（9人）以上とすることを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	18	7	8	7	8	9

▶ 国の基本指針の通り。

(4) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援 B 型）【新設】

令和5年度末時点において、一般就労への移行者数を令和元年度実績である22人の概ね1.23倍（28人）以上とすることを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	27	22	14	25	27	28

▶ 国の基本指針の通り。

(5) 就労定着支援事業の利用者数【新設】

令和5年度末時点において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）を通じた一般就労への移行者数である361人のうち7割（253人）が就労定着支援事業を利用することを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	90	141	190	208	229	253

▶ 国の基本指針の通り。

(6) 就労定着支援における就労定着率【新設】

令和5年度末時点において、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
%		69.2	70	70	70	70

▶ 国の基本指針の通り。

※就労定着支援事業は平成30年4月の障害者総合支援法改正により新たに創設された事業のため、令和元年度からの実績を記載しています。

4 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの支援の質の向上

設置済みの児童発達支援センターについて、令和5年度末までに支援の質の向上を目指す。

- ▶ 国の基本指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とすることとしています。
- ▶ 本市では令和元年度末時点ですでに設置済みであるため、支援の質の向上を目指します。

(2) 保育所等訪問支援の利用体制

令和5年度末までに、アーチルや児童発達支援センターによる保育所等への支援機能の充実を目指す。

- ▶ 国の基本指針では、令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指すこととしています。
- ▶ 本市ではすでに達成済みであるため、アーチルや児童発達支援センターによる幼稚園や保育所等への支援機能の充実を目指します。
※発達相談支援センター(北部及び南部)については、「アーチル」としています。

(3) 重症心身障害児に対する支援

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市内各区に少なくとも1カ所以上確保することを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
設置済 区数(事 業所数)	4区 (8カ所)	3区 (9カ所)	4区 (9カ所)	4区 (10カ所)	4区 (10カ所)	5区 (11カ所)

- ▶ 国の基本指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを目指すこととしています。
- ▶ 本市ではすでに達成済みであるため、それを上回る目標を設定します。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置【拡充】

令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーター登録者数を、令和元年度末実績の6人から13人に増加させることを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	4	6	11	11	12	13

- ▶ 国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とすることとしています。
- ▶ 協議の場及びコーディネーターはすでに設置済みであるため、それを上回る値を設定します。

5 相談支援体制の充実・強化等【新設】

令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を強化するための体制を確保することを目指す。

- ▶ 国の基本指針の通り。
- ▶ 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の取組を通じて、関係機関との連携を強化し地域課題を共有することで、市・区自立支援協議会のさらなる活性化を図ります。
- ▶ また、基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所等の相談支援従事者が、よりの確な支援を展開するためのサポートを行い、地域の相談支援体制の充実を図ります。

6 障害福祉サービス等の質の向上【新設】

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

令和5年度末までに、宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に継続して参加し、支援の質の向上を目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	37	36	13	36	36	36

- ▶ 国の基本指針の通り。
- ▶ 宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本市職員の参加・聴講者数を目標とします。

(2) 実地指導等・集団指導

令和5年度末までに、実地指導等・集団指導の実施回数の増加を目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
回(実地指導等)	97	70	61	100	100	100
回(集団指導)	1	1	1	2	2	2

- ▶ 国の基本指針では、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、指導監査結果の適正な実施とその結果の関係市町村との共有を実施する体制を構築すること等を目標としています。
- ▶ 本市では、障害福祉サービス等の質の向上のためには、実地指導や新規事業所訪問、集団指導を通じて事業者への指導の充実を図ることが極めて重要と考えることから、上記の目標を設定します。